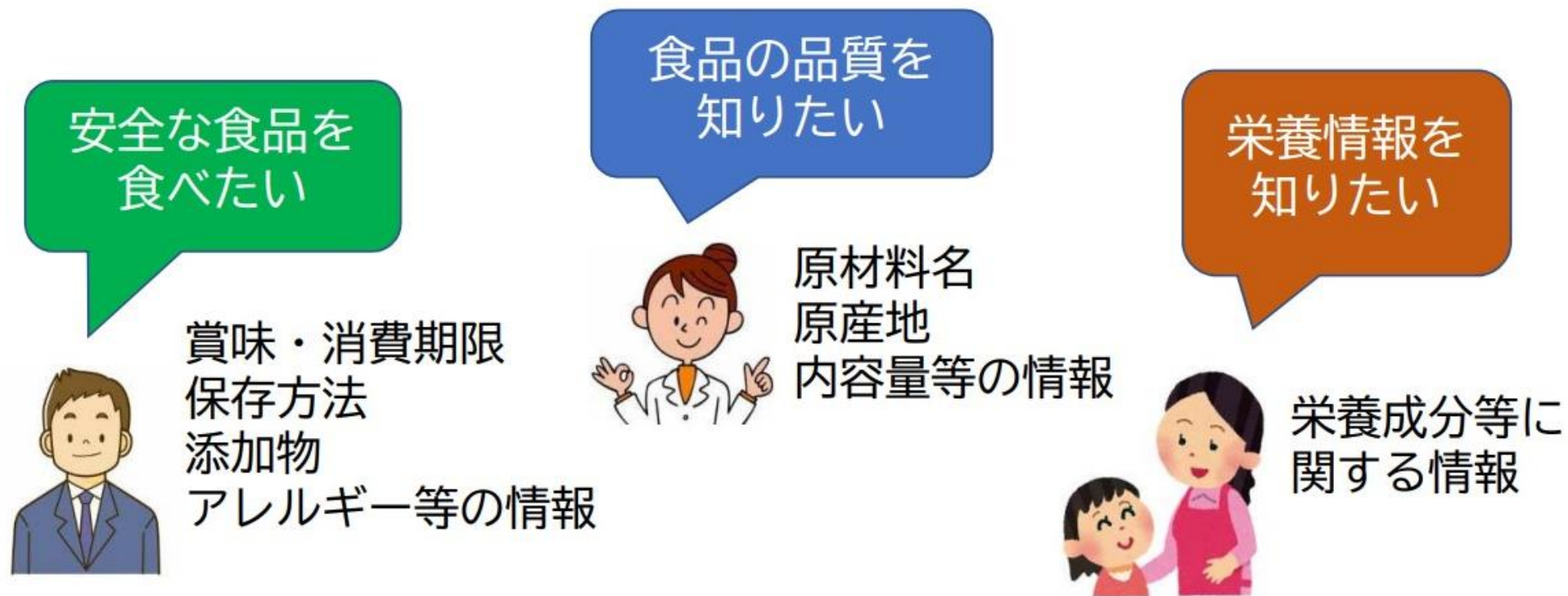


食品表示について (衛生事項)

福島県県中保健所
衛生推進課
食品衛生チーム

食品表示の目的

- 食品を食べる際の安全性の確保
- 一般消費者の食品選択の大切な情報源



食品表示は、製造者・販売者から消費者へのメッセージ

食品表示法

- 食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定が統合し策定された。



一括表示の例

なめらか桃ゼリー

名称	ゼリー
原材料名	もも(国産)、砂糖
添加物	ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)、香料
内容量	〇g
賞味期限	〇年〇月〇日
保存方法	〇〇〇
製造者	株式会社ほけんじょ食品 福島県須賀川市〇〇一〇



表示義務が課せられない加工食品

- 設備を設けて飲食させる場合
- 容器包装入りでない加工食品
- 個々の容器包装に表示してある食品を、客の求めに応じて箱等に入れて販売する場合の箱等
- 対面販売で客の求めに応じて弁当、そうざいをその場で容器に詰めて販売する場合

表示の基本

- 表示の文字の大きさは、原則 **8ポイント以上**だが、表示可能面積が150cm²以下は、5.5ポイント以上可
- 一括表示の枠内には、「表示責任者の氏名」を表示

例) 製造者、加工者、輸入者、販売者

製品を小分けのみする行為は、「製造者」ではなく、「加工者」と表示

なめらか桃ゼリー	
名称	ゼリー
原材料名	もも(国産)、砂糖
添加物	ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)、香料
内容量	〇g
賞味期限	〇年〇月〇日
保存方法	〇〇〇
製造者	株式会社ほけんじょ食品 福島県須賀川市〇〇-〇
製造所	須賀川工場 福島県須賀川市△△-△

名称

- その内容を表す一般的な名称を表示

商品名ではありません

- 一部その名称の使用に際し基準のあるものもある。

例) ハム類、ソーセージ、乳製品、ドレッシング等

名称 商品名	
名称	なめらか桃ゼリー
原材料名	ゼリー
添加物	もも(国産)、砂糖
内容量	ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)、香料
賞味期限	〇g
保存方法	〇年〇月〇日
製造者	〇〇〇
製造所	株式会社ほけんじょ食品 福島県須賀川市〇〇-〇
	須賀川工場 福島県須賀川市△△-△

添加物

- 食品に使用している場合や原材料に含まれている場合は、**原則全部表示**する。
- 「添加物」の欄を設け、重量割合の高いもの順に**原則物質名を表示**する。

名称	ゼリー
原材料名	もも(国産)、砂糖
添加物	ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)、香料

重量割合の高い順

添加物

- 「添加物」の欄を設けず、「原材料名」の中で原材料と明確に区分して表示することができる。

【「添加物」欄を設けている場合】

名称	ゼリー
原材料名	もも(国産)、砂糖
添加物	ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)、香料



【「原材料名」の中で明確に区分】

名称	ゼリー
原材料名	もも(国産)、砂糖 / ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)、香料

スラッシュで区分

改行で区分

名称	ゼリー
原材料名	もも(国産)、砂糖 ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)、香料

添加物

- 食品に使用している場合や原材料に含まれている添加物は、全て物質名表示が原則だが、一部の添加物は、品名、簡略名又は種別名のいずれかで表示ことができる。

物質名又は別名	簡略名又は種別名
L- アスコルビン酸 (ビタミンC)	アスコルビン酸又はV.C (簡略名)
β -カロテン (β -カロチン)	カロチノイド色素 (種別名)
サッカリンナトリウム (溶性サッカリン)	サッカリンNa (簡略名)
食用赤色102号 (ニューコクシン)	赤色102号又は赤102 (簡略名)
水酸化カルシウム (消石灰)	水酸化Ca (簡略名)
硫酸アルミニウムカリウム (焼ミョウバン)	ミョウバン (簡略名)

※簡略名は決められた名称以外は使用できない。

添加物

- ただし、用途名が必要なもの（用途名併記）、使用目的の一括名として表示できるもの（用途名のみ）もある。

【用途名が必要なもの（用途名併記）】

名称	ゼリー
原材料名	もも(国産)、砂糖
添加物	ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）、香料

用途名	表示例
甘味料	甘味料（サッカリンNa）
着色料	着色料（赤2、黄4）
保存料	保存料（ソルビン酸K）
増粘剤、安定剤、ゲル化剤又は糊料	安定剤（CMC）、ゲル化剤（ペクチン）
酸化防止剤	酸化防止剤（V.C）
発色剤	発色剤（亜硝酸Na）
漂白剤	漂白剤（亜硫酸Na）
防かび剤又は防ばい剤	防かび剤（OPP）、又は防ばい剤（OPP）

添加物

- 添加物には多種類配合したものや複数の成分を組み合わせていることがあるが、多種類の物質名を表示するより、目的効果ごとに表示した方が分かりやすいので一括名での表示が認められている。

【使用目的の一括名として表示できるもの（用途名のみ）】

名称	ゼリー
原材料名	もも(国産)、砂糖
添加物	ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）、香料

一括名	使用目的
イーストフード	パン、菓子等の製造工程でイーストの栄養源
ガムベース	チューインガムの基材
かんすい	中華麺の製造
苦味料	苦みの付与、増強
酵素	炭水化物やタンパク質の分解などをおこなう
光沢剤	食品の保護及び光沢を与える
香料又は合成香料	香りの付与、増強
酸味料	酸味の付与、増強
軟化剤	チューインガムを柔軟に保つ
調味料※	味の付与、調整等
豆腐用凝固剤又は凝固剤	豆乳を凝固させる
乳化剤	食品の乳化、分散、浸透、洗浄、起泡、消泡、離型等
水素イオン濃度調整剤又はpH調整剤	pH調整剤、適切なpH領域に保つ
膨脹剤、膨張剤、ベーキングパウダー又はふくらし粉	パン、菓子等の製造工程でガスを発生して生地を膨脹させる

アレルギー

- アレルギーとは、食物アレルギーの原因となる物質のこと。アレルギーを含む食品については、消費者の健康危害の発生を防止する観点から、これらを含むことの表示が義務づけられている。

特定原材料	表示義務	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生、くるみ
特定原材料に準ずるもの	表示奨励	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

アレルギー

- 「特定原材料等の名称」「代替表記」「拡大表記」のいずれかを表示
- 特定原材料等を原材料に含む場合は「**原材料名（〇〇を含む）**」と表示
- 食品添加物の場合は「**添加物物質名（〇〇由来）**」と表示

名称	焼菓子
原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、マーガリン、チョコレートチップ(乳成分を含む)、卵、食塩/乳化剤(大豆由来)、香料、カラメル色素、膨張剤

	特定原材料の名称	代替表示 (特定原材料と同じものと理解できる)	拡大表記 (例) (特定原材料を用いていることが理解できる)
特定原材料	えび	海老、エビ	えび天ぷら、サクラエビ
	かに	蟹、カニ	上海がに、カニシューマイ
	小麦	こむぎ、コムギ	小麦粉
	そば	ソバ	そば粉
	卵	玉子、たまご、タマゴ、エッグ、鶏卵	厚焼き玉子、ハムエッグ
	乳	ミルク、バター、バターオイル、チーズ、アイスクリーム	アイスマルク、プロセスチーズ、牛乳、生乳、加糖れん乳
	落花生	ビーナッツ	ビーナッツバター
	くるみ	クルミ	くるみパン

アレルギー

- 当該食品に含まれる全ての特定原材料等について、原材料欄の最後にまとめて「（一部に〇〇・〇〇を含む）」と表示

名称	焼菓子
原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、マーガリン、チョコレートチップ(乳成分を含む)、卵、食塩／乳化剤(大豆由来)、香料、カラメル色素、膨張剤

2つ以上の場合は「・」を使用

最後にまとめて表示する場合

合 名称	焼菓子
原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、マーガリン、チョコレートチップ、卵、食塩／乳化剤、香料、カラメル色素、膨張剤、(一部に小麦・卵・乳成分・大豆を含む)

消費期限・賞味期限

- 消費期限又は賞味期限の設定は、その食品を一番よく知っている者（製造業者、加工業者又は販売業者、輸入食品にあっては輸入業者）が科学的、合理的に根拠に基づき適正に設定する。
- 期限の設定は、微生物試験（一般細菌、大腸菌群、食中毒菌等）、理化学検査、官能検査等の客観的項目に基づく必要がある。

消費期限・賞味期限

消費期限

- 品質（状態）が急速に劣化しやすい食品は「消費期限」の文字を付してその年月日を表示

例) 消費期限 令和5年12月1日 5.12.1 2023.12.1

対象) 弁当、調理パン、そうざい、生菓子、生めん

賞味期限

- 上記以外の食品は「賞味期限」の文字を付して年月日を表示。ただし、製造（加工）の日から賞味期限までの期間が3ヶ月を越える場合は年月のみの表示とすることができる。

例) 賞味期限 令和5年12月1日 5.12.1 2023.12.1

賞味期限 令和5年12月 5.12 2023.12 (3ヶ月以上)

対象) スナック菓子、即席めん、缶詰

消費期限・賞味期限

- 必ず年月日の順で記載
- 一括表示枠外に消費（賞味）期限を記載する場合は、記載場所を明記
 - 例）この面の上部に表示
- 期限表示を省略できるものもある
 - でん粉、チューインガム、冷菓、砂糖、アイスクリーム類、食塩及びうま味調味料、酒類、飲料水及び清涼飲料水（ガラス瓶入りのもの又はポリエチレン製容器入りのものに限り）、氷

製造者等

- 消費者が当該商品に対する問い合わせ等のために必要となる。
- 表示内容に責任を有する者（表示責任者）の氏名又は名称及び住所を表示
- 表示責任者が製品の製造業者である場合は「製造者」、加工業者の場合は「加工者」、輸入業者の場合は「輸入者」と表示
- 営業者名を記載（× 屋号のみ）
- 法人で許可取得の場合は「法人名」、個人で許可取得の場合は「個人名」

指定都市及び県庁所在地以外
は都道府県名を省略しない

製造者

株式会社ほけんじょ食品
福島県須賀川市〇〇一〇

詰め合わせ商品の取扱い

- 客の求めに応じて詰合せる場合は外装の表示は省略できる
- あらかじめ詰合せている場合は個々の表示を外装につける
例) 個々の表示を横に繋げて表示 (こちらが親切)
全体を1つの食品とみなして表示

遺伝子組換え食品

- 一部の農産物及びその加工食品が表示の対象となる。

対象) **大豆** (枝豆及び大豆もやしを含む) 及びその加工品 (豆腐、油揚げ類、納豆、みそ、きなこなど)

とうもろこし 及びその加工品 (コーンスナック菓子、コーンスターチ、ポップコーンなど)

ばれいしょ 及びその加工品 (ポテトスナック菓子など)

なたね 綿実 アルファルファ てん菜 パパイア

からしな

遺伝子組み換え食品

- 分別生産流通管理が行われている遺伝子組み換え食品の場合

品名	大豆加工食品
原材料名	大豆（国産）（遺伝子組み換え）、〇〇

- 遺伝子組み換え食品と非遺伝子組み換え食品の分別生産流通管理が行われていない場合

品名	大豆加工食品
原材料名	大豆（国産）（遺伝子組み換え不分別）、〇〇

遺伝子組み換え食品

- 分別生産流通管理が行われている非遺伝子組換え食品の場合

品名	大豆加工食品
原材料名	大豆（国産）、〇〇

品名	大豆加工食品
原材料名	大豆（国産）（遺伝子組換えでない）、〇〇

※分別生産流通管理（IPハンドリング）とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が、生産、流通及び加工の各段階で混入が起こらないように管理し、そのことが書類により証明されていることをいう。

誤りはどこでしょう？

名称	つくだに
原材料名	昆布（国産）、しょうゆ、砂糖、麦芽糖、ごま、醸造調味料、調味料（アミノ酸等）、酸味料、保存料
内容量	○ g
賞味期限	○月○日
保存方法	要冷蔵
製造者	たいまつ加工所 須賀川市○○ー○

原材料と
添加物の
区分

年月日
記載

屋号では
ない

県名

名称	つくだに
原材料名	昆布（国産）、しょうゆ（小麦・大豆を含む）、砂糖、麦芽糖、ごま、醸造調味料／調味料（アミノ酸等）、酸味料、保存料（ソルビン酸K）
内容量	○ g
賞味期限	○年○月○日
保存方法	10°C以下で保存
製造者	松明 太郎 福島県須賀川市○○-○

アレルギー

用途名
併記

具体的に
記載